

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		下水道事業受益者負担金の賦課徴収
根拠条例・規則等名		都市計画法
条 項		第 7 5 条 第 1 項
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 下水道管理課 (電話：048-646-3248) 建設局 南部建設事務所 下水道管理課 (電話：048-840-6248)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者（受益者）に負担させることができる。</p> <p>さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定により、受益者が負担する負担金額は、当該受益者が所有又は地上権等を有している土地の面積に単位負担金額を乗じて得た額とする。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定                      年 月 日 最終改正
備 考		